

## 島根県「産業廃棄物減量税」の更新

島根県から協議があった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される島根県産業廃棄物減量税の概要は以下のとおりです。

課税団体	島根県
税目名	産業廃棄物減量税（法定外目的税）
使途	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用等による減量化並びに適正な処理の促進に関する施策に要する費用
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収：特別徴収事務者（最終処分業者）の申告納入 申告納付：事業者が排出する産業廃棄物を自らの最終処分場で最終処分する場合
収入見込額	（平年度）約273百万円
非課税事項	市町村が設置する一般廃棄物の最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されるもの
徴税費用見込額	（平年度）約16百万円
課税を行う期間	5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

令和元年10月4日 島根県議会にて条例案可決

同 年10月15日 総務大臣協議

令和2年1月14日 総務大臣同意

（同 年4月1日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房  
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659